

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。納付の方法は4による。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。

3 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和5年12月18日(月)午後5時までに提出した場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年の間に履行期限が到来した2つ以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類(様式第5号)を令和5年12月18日(月)午後5時までに提出した場合

※ 「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、令和3年(2021年)12月19日以降に、契約期間が満了し、誠実に履行したものが対象となる。契約締結日に関する期間の制限はない。

※ 入札参加者が支社等である場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。

4 納付方法

| | |
|------|--|
| 納付方法 | (1)入札保証金納付書発行依頼書(様式第6号)の必要事項を記入し、令和5年12月7日(木)午後5時までに企業局総務企画課へ提出する。(FAX可、後日原本を提出のこと) (2)納付書を当課で受け取り、納付書に記載されている金融機関で入札保証金を納める。 (3)納付先金融機関から受領書を受け取る。 (4)令和5年12月18日(月)午後5時までに当課へ受領書の写しを提出する。(FAX可、後日原本を提出のこと) |
| 納付場所 | 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会(本店) |
| 納付期間 | 令和5年12月7日(木)から同年12月18日(月)午後5時まで ※納付場所の窓口対応時間に留意すること。 |

| | |
|------|--|
| 還付方法 | <p>(入札保証金の還付)</p> <ul style="list-style-type: none">・落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書(様式第7号)を企業局総務企画課へ提出する。約2週間後に指定された口座に振り込みます。・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。 <p>※落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。</p> |
|------|--|